

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

- ・令和6年度の報酬改定に伴い、個別サポート加算(Ⅰ)等の算定要件等に変更がありました。
- ・変更内容について、本資料で説明をします。
- ・事業所のみなさまにつきましては、最後までお読みいただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

目次

はじめに 個別サポート加算(Ⅰ)とは

- 1 令和6年度4月から変更される個別サポート加算(Ⅰ)等の算定要件に関する変更点について
- 2 明石市の個別サポート加算(Ⅰ)及び個別サポート加算(Ⅰ)重度の取り扱いについて(令和6年4月)
- 3 明石市の個別サポート加算(Ⅰ)及び個別サポート加算(Ⅰ)重度の取り扱いについて(令和6年5月以降)

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

はじめに 個別サポート加算とは

令和3年4月より、ケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び放課後等デイサービス等において、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算(個別サポート加算(Ⅰ))が創設されました。

令和6年4月からは、上記の内容を見直し、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合を評価します。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

- 1 令和6年度4月から変更される個別サポート加算(Ⅰ)
の算定要件に関する変更点について

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

従来 個別サポート加算(Ⅰ) (100単位)



令和6年4月～ 個別サポート加算(Ⅰ) (90単位)

個別サポート加算(Ⅰ)重度 (120単位)

※重症心身障害児の場合

重心型事業所を利用した場合は、当該加算の対象にはなりません。例外として、重症心身障害児が非重心型事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、算定可能

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)90単位の算定要件

★就学児サポート調査表(従来と同様のもの)
の⑤～⑳の合計が13点以上になる。

この部分の合計点数が13点以上

サポート調査 調査項目	判定結果欄			給付決定時 調査項目と の対応
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				項目①
② 入浴				項目②
③ 排泄				項目③
④ 移動				項目④
	支援不要 (0点)	支援が 必要な 場合がある (1点)	常に支援が 必要 (2点)	給付決定時 調査項目と の対応
⑤ コミュニケーション				項目⑩
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑤
⑧ 異食行動				項目⑥
⑨ 多動・行動停止				項目⑤
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)90単位に+30単位請求できる場合があります

【内容】

個別サポート加算(Ⅰ)(90単位/日) **+30単位/日**

【算定要件】

個別サポート加算(Ⅰ)(90単位/日)が受給者証に記載のある障害児に対して、強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、研修修了者が児童の支援を行った場合

➡算定の場合、**障害福祉課へ事前届出が必要**

※ この強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者の配置は非常勤職員でも可

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

この部分の全介助が3つ以上

サポート調査 調査項目	判定結果欄			給付決定時 調査項目と の対応
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				項目①
② 入浴				項目②
③ 排泄				項目③
④ 移動				項目④
	支援不要 (0点)	支援が 必要な 場合がある (1点)	常に支援が 必要 (2点)	給付決定時 調査項目と の対応
⑤ コミュニケーション				項目⑩
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑤
⑧ 異食行動				項目⑥
⑨ 多動・行動停止				項目⑤
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不適応・集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

個別サポート加算(Ⅰ) 重度 120単位の算定要件

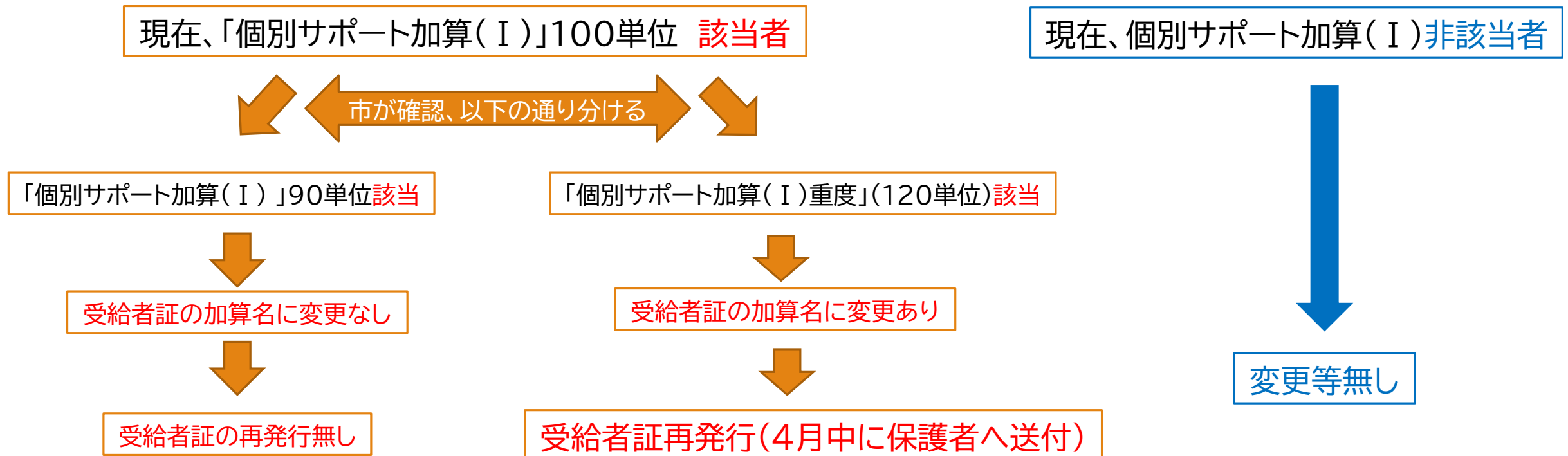
★就学児サポート調査表(従来と同様のもの)の
①～④のうち全介助が3つ以上になる。

令和6年度個別サポート加算（Ⅰ）等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

2 明石市の個別サポート加算（Ⅰ） の取り扱いについて（令和6年4月）

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

令和6年4月中に、**障害福祉課**が現在、個別サポート加算(Ⅰ)を取得している児童の就学児サポート調査表内容を確認し、以下の通り、対応する。



令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)等の内容に疑義がある場合の対応について

例えば、

サービス更新月ではなかったが・・・

個別サポート加算(Ⅰ)非該当の児童→個別サポート加算(Ⅰ)該当へ変更したい

サービス更新月ではなかったが・・・

個別サポート加算(Ⅰ)該当の児童→個別サポート加算(Ⅰ)「重度」該当へ変更したい

※原則、1年に1回(サービス更新月)に保護者に聞き取りを行います。サービス更新月以外の加算変更を希望する場合には手続きが必要です。

→その場合は次のスライドの表を確認しお手続きを行ってください。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)等の内容に疑義がある場合の対応について

1	事業所作成	該当する児童の保護者へ加算内容等を説明し、 <u>保護者の同意を得た</u> のち以下の資料を作成してください。 ・届出書（様式1） ・「個別サポート加算（Ⅰ）」又は「個別サポート加算（Ⅰ）重度」該当項目記入表
2	保護者作成 ※保護者同意のもと事業所が代筆可	変更申請を行う必要があるため、以下の書類を作成してください。 ・児童通所サービス申請書（ピンク）※記入例をご参考ください ・「調査票」※1 ※記入例をご参考ください
3	明石市役所へ提出	提出書類 ※郵送または持参 ・現在お持ちの受給者証 ・児童通所サービス申請書（ピンク） ・「調査票」 ・届出書（様式1） ・「個別サポート加算（Ⅰ）」又は「個別サポート加算（Ⅰ）重度」該当項目記入表
4	明石市役所での事務手続き	上記の書類を受理したのち、内容を精査し、「個別サポート加算（Ⅰ）」または「個別サポート加算（Ⅰ）重度」該当が妥当な場合は受給者証に加算名を追記し、保護者様へ返送いたします。妥当と認められない場合もその旨保護者様に通知いたします。
5	事業所	受給者証にて「個別サポート加算（Ⅰ）」または「個別サポート加算（Ⅰ）重度」が該当かを確認の上、ご請求ください。

※1 調査票については保護者様が作成することを原則としますが、保護者様に調査内容等を伝え、同意を得たうえで通所事業所等が作成することも可能です。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)等の加算の変更申請をした際の「適用開始日」について

サービス更新月以外での加算変更等を認める場合の適応日について

○令和6年4月中に変更申請があった場合

→令和6年4月1日からの適用開始

○令和6年5月1日以降に変更申請があった場合

→申請書等を受け付けた月の翌月1日

(例)令和6年5月1日申請書等受理→令和6年6月1日より適用

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

3 明石市の個別サポート加算(Ⅰ)及び個別 サポート加算(Ⅰ)重度の取り扱いについて (令和6年5月以降)

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)及び個別サポート加算(Ⅰ)重度の更新について
→サービス更新月に合わせて加算を見直します。

1	市から相談支援事業所へ 送付	サービス更新月の約3か月前に障害福祉課から相談支援事業所に個別サポート加算(Ⅰ)等に係る調査票付サービス更新申請書を送付。
2	保護者申請書記入 ※保護者同意のもと 事業所が代筆可	サービス更新の手続きに合わせて、個別サポート加算(Ⅰ)等調査票のチェックを保護者にさせていただきます。 この時、判定結果に関わるおこさまの状況等を保護者が十分に把握ができていない等、保護者に支援が必要な場合は、各通所事業所等で支援をお願いいたします。
3	相談支援事業所が市 へ提出	サービス更新の書類と合わせて、相談支援事業所が市に提出。
4	明石市役所 で判定	上記の書類を受理したのち、内容を確認し、「個別サポート加算(Ⅰ)」または「個別サポート加算(Ⅰ)重度」該当の場合は受給者証に加算名が記載された受給者証が発行されます。
5	事業所	受給者証にて「個別サポート加算(Ⅰ)」または「個別サポート加算(Ⅰ)重度」が該当かを確認の上、ご請求ください。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

更新後、個別サポート加算(Ⅰ)等の内容に疑義がある場合の対応について

例えば、

更新後、個別サポート加算(Ⅰ)非該当の児童→個別サポート加算(Ⅰ)該当へ変更したい

更新後、個別サポート加算(Ⅰ)該当の児童→個別サポート加算(Ⅰ)「重度」該当へ変更したい

※原則、1年に1回(サービス更新月)に保護者に聞き取りを行います。それ以外の月で変更を希望する場合には手続きが必要です。

→その場合は次のスライドの表を確認しお手続きを行ってください。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

更新後、個別サポート加算(Ⅰ)等の内容に疑義がある場合の対応について

スライド12と同様の手続きが必要となります。

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

個別サポート加算(Ⅰ)等の加算の変更申請をした際の「**適用開始日**」について

更新月で判定された結果の変更等を認める場合の適応日について

○サービス更新月の翌月10日までに変更申請があった場合 → **支給決定日から適用**

(例)令和6年5月1日支給決定(4月末サービス更新)児童の変更をしたい場合

→令和6年4月中または5月10日までに申請

→令和6年5月1日より個別サポート加算(Ⅰ)該当として支給決定

○サービス更新月の翌月10日より後に変更申請があった場合 → **申請書等を受け付けた月の翌月1日より適用**

(例)令和6年5月1日支給決定(4月末サービス更新)児童の変更をしたい場合

→令和6年5月11日申請書等受理

→令和6年6月1日より適用

令和6年度個別サポート加算(Ⅰ)等の取り扱いについて ～放課後等デイサービス～

最後までご精読いただきありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。